

神河中学校

校則の見直しについてのガイドライン

令和8年4月1日 改定

令和5年2月16日

1 校則の意義

校則は、学校が教育目標を実現していく過程において、児童生徒の発達段階や学校、地域の状況、時代の変化等を踏まえて、最終的には校長により制定されるものです。

校則の在り方は、特に法令上は規定されていないものの、これまでの判例では、社会通念上合理的と認められる範囲において、教育目標の実現という観点から校長が定めるものとされています。また、学校教育において社会規範の遵守について適切な指導を行うことは重要であり、学校の教育目標に照らして定められる校則は、教育的意義を有するものと考えられます。

校則の制定に当たっては、少数派の意見も尊重しつつ、児童生徒個人の能力や自主性を伸ばすものとなるように配慮することも必要です。

2 校則の運用

校則に基づく指導を行うに当たっては、校則を守らせることばかりにこだわることなく、何のために設けたきまりであるのか、教職員がその背景や理由についても理解しつつ、児童生徒が自分事としてその意味を理解して自主的に校則を守るように指導していくことが重要です。

そのため、校則の内容について

(1) 普段から学校内外の関係者が参照できるように学校のホームページ等に公開しておくこと。

(2) 児童生徒がそれぞれのきまりの意義を理解し、主体的に校則を遵守するようになるために、制定した背景等についても示しておくこと。

が適切であると考えられます。

その上で、校則に違反した場合には、行為を正すための指導にとどまるのではなく、違反に至る背景など児童生徒の個別の事情や状況を把握しながら、内省を促すような指導となるよう留意しなければなりません。

(生徒指導提要より)

3 校則の見直し

校則に関する検討を行う校内体制を設置し（生徒指導部会）、毎年度、組織的かつ計画的に見直しが行われる体制づくりを行う。また、見直し手続きを明文化して周知し、生徒や保護者、地域と連携して行う。具体的な見直しについては以下の方法とともに、別紙のフローチャートをもとに進めていく。

<留意点>

（１）生徒が考える機会の設定

学校生活のルールや決まり、校則について生徒に主体的に考えさせる機会を設けるために、学級活動や生徒会活動の場において、話し合う活動を適時行う。

（２）保護者・地域からの意見聴取

保護者や地域の意見が見直しに反映されるよう、学校評価において校則に関する項目を設定する。また、PTA 会議、学校運営協議会等を通して、見直した内容について協議を行う。

（３）生徒や保護者、地域との共通理解

見直した内容については速やかに生徒・保護者に知らせるとともに、学校 HP 等に掲載し、地域への周知も図る。

4 校則見直しの校内体制

生徒指導部会（校則検討委員会）

生徒・保護者・地域

校長

- ・ 校則の決定
- ・ 検討委員会の開催

教頭

- ・ 検討委員会の運営

教務

- ・ PTA 等との連携
- ・ HP 管理

生徒指導

- ・ 年間計画の作成、進行管理
- ・ アンケートの作成、実施依頼
- ・ 結果とりまとめ
- ・ 生徒会担当との連携

特活（生徒会担当）

- ・ 生徒指導との連携
- ・ 学活等の開催

生徒会活動

- ・ 議題の提案
- ・ 生徒会での協議
- ・ 協議結果を学校に提案

学校評価

- ・ 生徒アンケート
- ・ 保護者、地域アンケート

保護者・PTA

- ・ 意見聴取

5 見直すべき内容

校則の内容は、抽象的な概念ではなく、社会通念に照らして合理的とみられる範囲内で、生徒の実情、保護者の考え方、地域の状況、社会の常識、時代の進展などを踏まえた内容でなければならない。

例えば、以下に示す内容については必ず見直しをすること。

- ① 生まれもった性質に対して配慮の無いもの。
- ② 様々な文化や性の多様性に対して配慮の無いもの。
- ③ 健康上の配慮が無いもの。
- ④ その他、合理的な説明が難しいもの。

6 見直しの行程について（例）

	校則検討委員会	生徒・保護者・地域
9月	○校則見直しの校内体制づくり ・検討委員会の設置 ・見直し計画の作成 ・見直しについての通知作成 ○見直しを図ることの周知 生徒朝会、学年集会、保護者会など	
10月	○見直しを検討	← 生徒会活動
11月	・アンケート等による	← 保護者アンケート
12月	意見の集約、分析 ・見直し案の検討、策定	← 学校評価アンケート
1月	○見直し案について意見聴取	
2月	○見直し内容の決定	← 学校運営協議会等
3月	○見直し結果の公表 ・生徒や保護者への周知 ・学校HPへの掲載 ・入学説明会等で周知 ・教育委員会に報告	